

国民年金基金連合会 厚生労働省

連合会用
厚生労働省用

中小事業主掛金納付開始・終了届

届書コード 07021	1 登録事業所番号 00111111		2 フリガナ (カ) ネンキンショクヒン 事業所名称 (株) 年金食品		株式会社印 年金食品
3 フリガナ トウキョウト マルマルク シカクサンカク1-2-3 〒111-1111			連絡先電話番号 (12 -3456 -7890)		
所在地	東京都	区	市	町	村
	東京	区	区	区	区
					□△1-2-3

1. 中小事業主掛金の拠出を開始する場合、レ点および以下をご記入ください。

中小事業主掛金対象者登録届、様式第10号、様式第11号、様式第15号または16号(※)を添付してください。

開始年月 7：平成 30年 05月 開始年月の翌月以降、直近の納付月から引落しを開始します。

掛金の納付月 事業主が中小事業主掛金を納付する月（口座引落日）にレ点をご記入ください。
毎月26日（金融機関が休業日の場合は、翌営業日）が口座引落日です。

掛金の納付月	当年	1月(12月分)	2月(1月分)	3月(2月分)	4月(3月分)	5月(4月分)	6月(5月分)	7月(6月分)	8月(7月分)	9月(8月分)	10月(9月分)	11月(10月分)	12月(11月分)
平成30年	30	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑
平成31年	31	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑

()内は何月分の掛金であるかを表記しています。

対象者の条件 以下のいずれかを選択してください。
 事業主が中小事業主掛金を拠出する対象者および金額について、一定の資格を定めません。
 (厚生年金に適用されている全従業員を対象とし、一律の中小事業主掛金額を拠出します。)
 事業主が中小事業主掛金を拠出する対象者について、以下の一定の資格(職種又は勤続期間に限る。)を定めます。
総合職で勤続3年以上
 様式第12号及び職種により資格を定める場合は対象者・対象としない者の職種の別を規定する就業規則(又は労働協約)等を添付してください。
 中小事業主掛金の額を一定の資格ごとに同額(資格ごとに階層化)する場合は、一定の資格別中小事業主掛金届を添付してください。

2. 中小事業主掛金の拠出を終了する場合、レ点および以下をご記入ください。

様式第14号、様式第15号または16号(※)を添付してください。

終了年月 7：平成 年 月 終了年月の翌月まで中小事業主掛金を引落します。

終了理由

ご記入前に必ずお読みください。

- この届書は、事業所が中小事業主掛金の拠出を開始、または終了する際に届け出る書類です。
- 中小事業主掛金制度を実施しており、事業所の登録廃止を行う場合は「事業所登録廃止届」と併せてこの届書を提出してください。
- 太枠内のすべての項目について、ボールペンではっきり、分かり易く記入してください。
(選択肢は、数字の場合は○印を、□の場合はレ点を記入してください。)
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、事業所名称欄で使用した印で訂正印を押印してください。
修正部分の周囲余白に訂正事項を記入してください。

● 以下の書類を添付してください。

【中小事業主掛金の拠出を開始する場合の添付書類】

- ・「中小事業主掛金対象者登録届 (K-303号)」
- ・「様式第10号 (K-307号)」
- ・「様式第11号 (K-308号)」
- ・「様式第12号 (K-309号)」 (事業主が中小事業主掛金を拠出する対象者に資格を定める場合のみ)
- ・「対象者・対象としない者の職種の別を規定する就業規則 (又は労働協約) 等の写し」 (事業主が中小事業主掛金を拠出する対象者に資格として“職種”を定める場合のみ)
- ・「一定の資格別中小事業主掛金届 (K-306号)」 (中小事業主掛金を納付する対象者に資格を定め、一定の勤続期間ごとに金額を階層化する場合のみ)
- ・「様式第15号 (K-312号)」 (従業員の過半数で組織する労働組合がある場合のみ)
- ・「様式第16号 (K-313号)」 (“ ” がない場合のみ)

【中小事業主掛金の拠出を終了する場合の添付書類】

- ・「様式第14号 (K-311号)」
- ・「様式第15号 (K-312号)」 (従業員の過半数で組織する労働組合がある場合のみ)
- ・「様式第16号 (K-313号)」 (“ ” がない場合のみ)

- 申出を受けて、中小事業主掛金の納付開始について審査を要します。
ご希望の拠出開始年月の前月20日(初回引落日の前々月20日)までに必着でご提出ください。
- **ご希望の拠出終了年月の前月20日(制度を終了する引落日の前々月20日)までに必着でご提出ください。**

1 登録事業所番号

- ・国民年金基金連合会に事業所登録を申請した際に発行された登録事業所番号を記入してください。
- ・個人払込と事業主払込(口座振替)の2種類発行されている場合は、事業主払込(口座振替)の登録事業所番号を記入してください。
- ※中小事業主掛金は事業主払込に限り納付することが出来ます。
中小事業主掛金の対象者が個人払込で納付している場合や、事業主払込による事業所登録を申請していない場合は、別途「加入者掛金納付方法変更届 兼 事業所登録申請書 (K-008A号)」を提出してください。

2 事業所名称・押印等

- ・国民年金基金連合会に届け出ている事業所名称を記入してください。

3 所在地

- ・事業所の所在地を記入してください。
- ・国民年金基金連合会より書類についてのご確認をさせていただく場合等、日中に問合せ可能な電話番号を記入してください。

この届書、および添付書類は、以下の宛先までご提出ください。

〒106-0032
東京都港区六本木6-1-21 三井住友銀行六本木ビル
国民年金基金連合会 確定拠出年金部

TEL: 国民年金基金連合会コールセンター 0570-003-105
(050で始まる電話でおかけになる場合は 03-6632-2724)

4 1. 中小事業主掛金の拠出を開始する場合、レ点および以下をご記入ください。

中小事業主掛金対象者登録届、様式第10号、様式第11号、様式第15号または16号(※)を添付してください。

開始年月 7：平成 **30**年**05**月 開始年月の翌月以降、直近の納付月から引落しを開始します。

事業主が中小事業主掛金を納付する月（口座引落日）にレ点をご記入ください。
 6月26日（金融機関が休業日の場合は、翌営業日）が口座引落日です。

掛金の納付月	事業主が中小事業主掛金を納付する月（口座引落日）にレ点をご記入ください。												
	当年	1月 (12月分)	2月 (1月分)	3月 (2月分)	4月 (3月分)	5月 (4月分)	6月 (5月分)	7月 (6月分)	8月 (7月分)	9月 (8月分)	10月 (9月分)	11月 (10月分)	12月 (11月分)
平成30年	30	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
翌年以降	31	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

()内は何月分の掛金であるかを表記しています。

7 下のいずれかを選択してください。

事業主が中小事業主掛金を拠出する対象者および金額について、一定の資格を定めません。
 (厚生年金に適用されている全従業員を対象とし、一律の中小事業主掛金額を拠出します。)

事業主が中小事業主掛金を拠出する対象者について、以下の一定の資格(職種又は勤続期間に限る。)を定めます。

総合職で勤続3年以上

様式第12号及び職種により資格を定める場合は対象者・対象としない者の職種の別を規定する就業規則(又は労働協約)等を添付してください。
 中小事業主掛金の額を一定の資格ごとに同額(資格ごとに階層化)する場合は、一定の資格別中小事業主掛金届を添付してください。

- 4 1. 中小事業主掛金の拠出を開始する場合、レ点および以下をご記入ください。
- 中小事業主掛金の拠出を開始する場合、□にレ点を記入してください。
 (「2. 中小事業主掛金の拠出を終了する場合、レ点および以下をご記入ください。」には記入しないでください。)
 - 以下の書類を添付してください。
 - 「中小事業主掛金対象者登録届 (K-303号)」 (中小事業主掛金の対象者)
 - 「様式第10号 (K-307号)」 (中小事業主の資格に関する現況報告書)
 - 「様式第11号 (K-308号)」 (中小事業主掛金の開始および中小事業主掛金額についての同意書)
 - 「様式第15号 (K-312号)」 (労働組合の現況) ※従業員の過半数で組織する労働組合がある場合又は
 - 「様式第16号 (K-313号)」 (代表者の証明書) ※ // ない場合

- 5 開始年月
- 中小事業主掛金の拠出を開始したい年月(初回引落日の前月)を記入してください。
 - 記入された年月の翌月26日(土日祝日の場合は、翌営業日)から中小事業主掛金が引き落とされます。
 - 中小事業主掛金の引落日は、通知書の発送をもってお知らせします。

- 6 掛金の納付月
- 中小事業主掛金を納付する月(口座から引き落とされる月)にレ点を記入します。
 (記入例は毎月納付するパターンです)
 - 中小事業主掛金の対象者が複数名となる場合でも、事業主が中小事業主掛金を納付する月は固定です。中小事業主掛金を納付する月を個別に設定することはできません。
 - 中小事業主掛金の対象者ご本人が、掛金を数ヶ月分まとめて納付される場合、対象者ご本人の引落日額が0円となる月は、中小事業主掛金も納付できません。
 中小事業主掛金の納付月には対象者ご本人の掛金を納付するように、「加入者掛金額変更届(第2号被保険者用)」を別途届出てください。

- 【当年】
- 開始年月の翌月が属する年(和暦)を記入してください。
 - 開始年月の翌月以降で納付する月にレ点を記入してください。
 開始年月以前に記入があっても、開始年月以前は登録されません。
- 【翌年以降】
- 当年の翌年にあたる年(和暦)を記入してください。
 - 翌年の1月以降で納付する月にレ点を記入してください。
 - 当年の記入対象となる月(開始年月の翌月以降)と、翌年以降の同月でレ点異なる場合、翌年に納付月を変更したとみなします。

(例) 「開始年月：平成30年5月」で翌年に納付月を変更とみなすケース

当年	1月 (12月分)	2月 (1月分)	3月 (2月分)	4月 (3月分)	5月 (4月分)	6月 (5月分)	7月 (6月分)	8月 (7月分)	9月 (8月分)	10月 (9月分)	11月 (10月分)	12月 (11月分)
平成30年	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
翌年以降	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

当年は6月～12月が記入対象です。当年6月～12月と翌年以降6月～12月を比較します。
 当年9月と翌年以降9月が異なるため、翌年に納付月を変更したとみなします。

※中小事業主掛金額に変更が伴う以下については、原則1年(1月～12月)に1回のみ変更が可能です。
 翌年に納付月を変更したとみなした場合、翌年にあらためて以下を届出することはできません。

- 中小事業主掛金の納付月を変更
- 中小事業主掛金額を変更

- 7 納付対象者の条件
- 該当するいずれか一方に○を記入してください。
 - 中小事業主掛金の対象者となる資格を定める場合、カッコ内に資格の内容を記入してください。
 - 資格は職種又は勤続期間に限ります。
 - 資格を定める場合は、以下の書類を添付してください。
- 「様式第12号 (K-309号)」 (資格を定めることに対する同意書)
 「対象者・対象としない者の職種の別を規定する就業規則(又は労働協約)等の写し」
 「一定の資格別中小事業主掛金届 (K-306号)」 (一定の勤続期間ごとに金額を階層化する場合のみ)

- 8 2. 中小事業主掛金の拠出を終了する場合、レ点および以下をご記入ください。

様式第14号 様式第15号または16号(※)を添付してください。			
終了年月	7 : 平成	年	月
終了年月の翌月まで中小事業主掛金を引落します。			
終了理由			

8 2. 中小事業主掛金の拠出を終了する場合、レ点および以下をご記入ください。

- ・中小事業主掛金の拠出を終了する場合、□にレ点を記入してください。
(「1. 中小事業主掛金の拠出を開始する場合、レ点および以下をご記入ください。」には記入しないでください。)
- ・以下の書類を添付してください。
 - 「様式第14号 (K-311号)」 (中小事業主掛金の拠出終了についての同意書)
 - 「様式第15号 (K-312号)」 (労働組合の現況) ※従業員の過半数で組織する労働組合がある場合
 - 「様式第16号 (K-313号)」 (代表者の証明書) ※ // ない場合

9 終了年月

- ・中小事業主掛金の納付を終了したい年月を記入してください。
- ・記入された年月の26日(土日祝日の場合は、翌営業日)をもって、中小事業主掛金の引落しが終了します。
なお、対象者ご本人による掛金の引落しは継続されますので、ご注意ください。
- ・中小事業主掛金の納付を終了することによって、対象者ご本人のひと月あたりの掛金額が5,000円未満となる場合は、掛金を納付することが出来なくなります。
別途、対象者ご本人より「加入者掛金額変更届(第2号被保険者用)(K-009B号)」を提出してください。
- ・中小事業主掛金の引落し終了は、通知書の発送をもってお知らせします。

10 終了理由

- ・中小事業主掛金の拠出を終了する理由を記入してください。